

# 第8回 IFRS Regional Policy Forum の概要

ASBJ 常勤委員

せきぐち ともかず  
関口 智和

ASBJ 専門研究員

おおた みさ  
太田 実佐

## 1. はじめに

2014年3月8日及び9日の2日間にわたって、第8回 IFRS Regional Policy Forum がインドのデリーで開催された。IFRS Regional Policy Forum は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体、規制当局等が財務報告の役割に関する幅広い議論を行う場である。今回の会議には、日本、香港、インド、韓国、中国、シンガポール、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランドなどの代表者に加え、国際会計基準審議会 (IASB) から Hans Hoogervorst 議長、Alan Teixeira シニア・ディレクター他が参加した。日本からは、企業会計基準委員会 (ASBJ) の関口智和常勤委員、太田専門研究員が参加した。

会合において議論された主な内容は、次のとおりである。

## 2. 会議の概要

### (1) 基調講演等

冒頭、インド勅許会計士協会の K. Raghu 会

長から歓迎の挨拶があった。その後、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) の Clement Chan 議長が開会の辞として、AOSSG の活動状況を説明した。

基調講演は、IASB の Hans Hoogervorst 議長により、「Closing the accounting chapter of the financial crisis」というタイトルで行われた。概要は次のとおりである。

- グローバルな金融危機において、金融危機諮問グループ (FCAG) から、オフバランスシート項目の会計処理及び開示や将来予測的な金融商品の減損モデルを開発すること、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下「両審議会」という。) がコンバージェンスに向けた取組みを行うことなどが要請され、G20 も同様の声明を発表した。
- これに対応するため、両審議会は連結や金融商品に関する会計基準等について共同で取組みを行ったが、金融商品の分類と測定や減損などについて両者が収斂を達成できなかったことは残念である。
- 両審議会が収斂を達成できなかったことにより、コンバージェンスは単一の高品質な会計基準を実現する手段とはなり得ないことが明確になった。このような理由から、IFRS 財

団は、コンバージェンスはIFRSのアドプションの代替にはなり得ないと結論づけている。

## (2) 現在開発中のIFRS

このセッションでは、IASBのAlan Teixeira シニア・ディレクターから、主に、リサーチ・プログラム、証拠によって裏付けされた会計基準の設定について説明がなされた。概要は次のとおりである。

- 2012年に、基準開発のプロセスが、リサーチ・プログラムと基準設定プログラムの2つのステップに分割された。
- リサーチ・プログラムは幅広い研究・開発プログラムである。リサーチ・プログラムでは、証拠による裏付けを基に問題を特定することが重要視され、IASBが基準開発に取り組むべき事項かどうかの検討がなされる。
- リサーチ・プロジェクトとしては、現在、料金規制対象活動、開示イニシアティブ、共通支配下の企業結合、割引率、持分法、排出権取引スキームなどが予定されている。
- リサーチ・プロジェクトは各国基準設定主体とともに取り組んでいる。IASBは、プロジェクトごとに関心の高い各国基準設定主体を登録しており、プロジェクトが開始される際には、登録された各国基準設定主体に連絡している。
- 証拠は、IASBが行うフィールドワークや財務諸表のレビュー、モデル化、既存の学術研究などから集められ、問題の特定や解決策の評価、適用状況の検討などに役立つ。

## (3) パネル・ディスカッション「IFRSでは慎重性を無視しているのか？」

司会：Alan Teixeira (IASB シニア・ディレクター)

パネリスト：Y H Malegam (インド勅許会計

士協会 元会長)、Hans Hoogervorst (IASB 議長)、Pilippo Poli (欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 副リサーチ・ディレクター)、関口智和 (ASBJ 常勤委員)

このセッションでは、「慎重性」が何を意味して概念フレームワークにおいてどのように取り扱われることが適切かについて議論がなされた。

まず、ASBJの関口常勤委員から、「概念フレームワークに慎重性を復活させることが必要か？」と題したプレゼンテーションが行われた。概要は次のとおりである。

- 中立性は、財務情報の選択又は表示においてバイアスがないことであり、慎重性が意味する見積りを行う際にある程度の用心深さを求めている概念ではないことを踏まえると、慎重性は中立性と矛盾するものではないと考えられる。
- 近年、会計上の見積りを含めて経営者の判断がますます求められていることを考慮すると、慎重性を概念フレームワークに復活させることが考えられる。

次に、EFRAGのPilippo Poli 副リサーチ・ディレクターから、次の旨の発表があった。

- ヨーロッパでは、慎重性は、1970年代以前からみられる会計文化に深く根ざした概念であり、例えば会計上の見解が大きく分かれている場合に、慎重性が重要な役割を果たしているというのが、ヨーロッパにおいて広く受け入れられていた考え方であった。
- 良い慎重性は、中立性と矛盾する概念であるとは思わない。複雑な取引や難しい判断が求められる事項を検討するにあたって、絶対的に中立であることは非常に困難である。
- 慎重性の概念は、認識や測定に限らず、利益がソフトな利益なのかハードな利益なのかを区分することにも役立つのではないかと考えられる。

- IFRS では、現行の基準のみならず開発中のプロジェクトにおいても慎重性の概念を用いている。これを踏まえれば、概念フレームワークにおいても、慎重性を記述すべきと考える。

また IASB の Hans Hoogervorst 議長から、次の旨の発言があった。

- 慎重性の議論で重要なのは、慎重性が意味すべきことと意味すべきでないことを区分することである。慎重性が意味すべきではないことは、次の3点が挙げられる。

▶ 慎重性が資産又は収益の過少表示や負債又は費用の過大表示を支持することはあってはならないこと。

▶ 慎重性の概念により公正価値測定が否定される訳ではないこと。過去のギリシャ国債の例を挙げると、ギリシャが破綻することが想定されている場合、公正価値にはこのような想定が織り込まれているが、原価には織り込まれておらず、このような場合、公正価値が慎重な見積りになるといえる。

▶ 慎重性の概念が個別の基準をオーバーライドすべきではないこと。

上記の他、インド勅許会計士協会の Y H Malegam 元会長から、IFRS 第3号「企業結合」の割当購入益の定めは、慎重性とは逆の定めであり、この規定を全体的に見直すべきである旨の発言があった。これに対して、IASB の Hans Hoogervorst 議長から、IFRS 第3号の適用後レビューの結果にもよるが、当該規定の見直しには十分な検討が必要である旨の発言がなされた。

#### (4) リース会計の新たなアプローチ

司会：S. Santhanakrishnan（インド会計基準委員会 副委員長）

スピーカー：Sue Lightfoot（オーストラリア会計基準委員会 委員）

このセッションでは、オーストラリア会計基準委員会の Kevin Stevenson 議長の「リース—新たなアプローチ？」と題した論文の発表が行われた。概要は次のとおりである。

- リース会計は、1980年代にレンタルモデルから擬似購入モデルに修正されたが、リース契約をオペレーティング・リースとファイナンス・リースに分類し、オペレーティング・リースはレンタルモデルのままであったため、借手にはリース契約をオペレーティング・リースに分類するインセンティブが働いた。

- 借手が資産の使用権を有し債務を支払う義務があるのであれば、オペレーティング・リースとファイナンス・リースを区別することは正当化できない。

- 現在、IASB がほとんどのリースをオンバランスする提案を行っているが、IASB の提案は、主に次の点で、他の基準と矛盾し原則に反した会計処理であると考えている。

▶ リース契約に付随するオプションや保証等のデリバティブを金融商品と異なる会計処理を提案していること

▶ 一部のリース契約についてレンタルと同様に単一の費用として表示する会計処理（単一の費用として表示する一部のリース契約においては、残存資産の会計処理が無形資産の会計基準と整合しない。）を提案していること

▶ 一般的な重要性を超えて短期リースの取扱いを提案していること

- 現在 IASB が提案している原則に反した会計処理は、会計基準に複雑性をもたらす要因となり、会計基準の根拠が乏しくなる。このため、IASB が例外をできるだけ排除し、原則的なアプローチに向かって進むことを望む。

(5) パネル・ディスカッション「IFRS 上の公正価値—懸念とセーフガード」

司会：Tricia O'Malley (IFASS 議長)

パネリスト：P. R. Ramesh (インド中央銀行 チーフ・ジェネラル・マネジャー)、Kumar Dasgupta (IASB テクニカル・ディレクター)、Huaxin Xu (中国財務省 プロジェクト・マネジャー)

このセッションでは、IFRS 上の公正価値測定についての懸念とそれに対してどのように対処していくかなどについて議論がなされた。

まず、中国財務省の Huaxin Xu プロジェクト・マネジャーから、「IFRS 上の公正価値測定—懸念とセーフガード」と題したプレゼンテーションが行われ、公正価値測定の困難さに対応するために、統合された完全な競争市場を確立するよう関連法規制を改善することや、会計単位を明確にすること、実務上の例示やガイダンスを提供することなどが提案された。

次に、IASB の Kumar Dasgupta テクニカル・ディレクターから次の旨の発表があった。

- 公正価値測定の適用上の課題に対する対処として、IFRS 第 13 号の教育マテリアルを、すでに公表している非上場株式に加えて順次公表していくことを予定している。現在、CVA/DVA や秩序のない市場における公正価値測定、最有効使用に関する教育マテリアルの公表を予定している。
- また、IASB は、可能であれば 2014 年の第 2 四半期において、子会社や共同支配企業等に対する公正価値測定の会計単位に関する修正案を公表する予定である。

フォーラムの参加者からは、特に、活発な市場における相場価格がない場合には、公正価値測定に関する一貫性と比較可能性をどのように保つのかについての懸念が寄せられた。これに対して、インド中央銀行の P. R. Ramesh チーフ・

ジェネラル・マネジャーから、同様の商品に対して各社統一した公正価値測定を行うことが重要であり、規制当局が独立の評価機関を設立し、一貫した公正価値測定に関する情報を各企業に提供する案などが示された。他方、IASB の Kumar Dasgupta テクニカル・ディレクターから、公正価値測定の一貫性を保つ必要性については同意するが、市場価格のない多くの種類の複雑な商品があることを踏まえると、重要なのは、利用者に対して測定に使用されたモデルやインプット等を説明することであると考える旨の発言があった。

(6) パネル・ディスカッション「IFRS の採用又は IFRS とのコンバージェンスにあたって新興国の課題」

司会：Clement Chan (AOSSG 議長)

パネリスト：Sanjeev K. Maheshwari (インド会計基準委員会 委員長)、Djohan Pinnarwan (インドネシア会計基準委員会 委員)、Sungsoo Kwon (韓国会計基準委員会 副委員長)、Alan Teixeira (IASB シニア・ディレクター)

このセッションでは、各国の IFRS を採用又は IFRS とのコンバージェンスにあたっての経験や課題などについて議論がなされた。

まず、インド会計基準委員会の Sanjeev K. Maheshwari 委員長から、「IFRS 採用にあたっての課題」と題したプレゼンテーションが行われた。概要は次のとおりである。

- インドでは、法規制や経済環境、会計慣行を考慮して、IFRS を採用するのではなく、IFRS とコンバージェンスすることを選択した。
- IFRS へコンバージェンスするにあたっては、IFRS を可能な限りカーブアウトを行わないがインドの状況を考慮に入れて絶対的に重要なもののみカーブアウトを行い、IFRS に対

応するインド会計基準 (Ind AS) を設定する。

- インド会計基準では、公正価値測定や割安購入の際の利得の認識など4つの項目をカーブアウトしており、1つのIFRSと3つのIFRS解釈指針の適用を延期している。
- また、インドでは、いくつかのガイダンスとFAQを含む教育文書を開発している。

次にインドネシア会計基準委員会 Djohan Pinnarwan 委員から「IFRSの採用又はIFRSとのコンバージェンスにあたって新興国のチャレンジ：インドネシアの経験」と題したプレゼンテーションが行われた。概要は次のとおりである。

- インドネシアでは、IFRSを段階的に導入していくことを選択しており、第1段階として、2012年からIFRSとコンバージェンスしたインドネシア財務報告基準を適用し、第2段階として、2015年以降、IFRSを採用するかどうかの意思決定を行う。
- 第1段階においては、法規制や解釈の一貫性、シャリアを基礎とした取引慣行などを考慮して、IFRSを採用するのではなく、IFRSとコンバージェンスすることを選択した。
- インドネシア財務報告基準では、IFRS第1号「初度適用」やIAS第41号「農業」、IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」など、3つのIFRSと6つの解釈指針をカーブアウト又は適用を延期している。

次に、韓国会計基準委員会の Sungsoo Kwon 副委員長から、「IFRS採用の韓国の経験」と題したプレゼンテーションが行われた。概要は次のとおりである。

- 韓国はIFRSを採用し、2011年から上場企業に対してIFRSの適用を義務づけた。
- IFRS採用にあたって、証券取引法を改正し財務諸表の提出期限を長くすることや、法人税法を改正し申告調整項目を減少させるなど

の対応を行った。

- IFRSが原則主義であることに対して、企業から詳細なガイダンスや解釈を求められたが、IFRS教育、運用ヘルプデスクやIFRS解釈指針委員会を設置することなどによって対応した。
- IFRSでは連結財務諸表が主要な財務諸表であるが、韓国では法人税や配当が韓国基準に基づいた個別財務諸表を基礎に決定されるとされており、法制度の改正に時間を要した。これに対して、2012年まで一定規模以下の企業を対象に、半期又は四半期の連結財務諸表の開示を免除する対応などを行った。

#### (7) パネル・ディスカッション「のれん：減損のみか償却か」

司会：Amarjit Chopra (インド勅許会計士協会 元会長)

パネリスト：Pilippo Poli (EFRAG 副リサーチ・ディレクター)、関口智和 (ASBJ 常勤委員)、Deahyun Kim (韓国会計基準委員会 テクニカル・マネジャー)

このセッションでは、主にのれんの会計処理について減損のみなのか償却が必要なのかとのれんに関する開示の妥当性について議論がなされた。

まず、韓国会計基準委員会 (KASB) の Deahyun Kim テクニカル・マネジャーから、「のれん：減損のみか償却か」と題したプレゼンテーションが行われた。概要は次のとおりである。

- 韓国会計基準委員会はのれんの会計処理について、韓国の作成者、監査法人、規制当局に対して、のれんの会計処理についてのアンケート調査を行った。
- のれんの会計処理のアンケートへの回答者全員が、のれんの減損テストのみのアプローチを見直すべきであると回答した。

- 韓国の上場企業を対象としたのれんの減損損失の調査では、減損損失としての費用計上額は、韓国がIFRSを採用する前にのれんを償却していた場合と比較して、約5分の1となっている。
- アンケートへの回答者からは、超過収益力は時の経過とともに減少することなどにより、償却と減損を組み合わせたアプローチが提案された。

次に、ASBJの関口常勤委員から、ASBJ、EFRAG、イタリア会計基準委員会（OIC）（以下「リサーチ・グループ」という。）が共同で行っているのれんの償却及び減損に関するリサーチについてプレゼンテーションが行われた。概要は次のとおりである。

- リサーチでは、のれんの事後の会計処理に関して、EFRAGとOIC及び、ASBJが市場関係者に対して調査を行った。日本国内の市場関係者からの反応の多くは、購入のれんが費消されて自己創設のれんに置き換わることを考慮に入れると、償却と減損を組み合わせたアプローチが妥当と考えているというものがあった。
- 現行ののれんの減損のみのアプローチに対する懸念を受けて、リサーチ・グループは次の代替案を検討した。
  - ▶ 購入のれんを異なる構成要素に分けて異なる会計処理を適用するアプローチ
  - ▶ 取得日において購入のれんを純損益に認識するアプローチ
  - ▶ 取得日において購入のれんを資本の控除として認識するアプローチ
  - ▶ 償却と減損を組み合わせたアプローチ
- リサーチ・グループは、上記の代替案のうち、購入のれんを異なる構成要素に分けて異なる会計処理を適用することは実務上不可能であること、取得日において購入のれんを純損益か資本に認識することは、購入のれんが

概念フレームワーク上の資産の定義を満たし認識の要件を満たすといったことなどから妥当ではないと結論づけた。

- これらを考慮すると、リサーチ・グループの一部のメンバーは、のれんの償却と減損を組み合わせたアプローチが最も適切であると結論づけている。ただし、のれんの償却が再導入されたとしても、のれんの減損テストの実施方法とのれんの減損に関する開示に関しては改善の余地があると考えている。

次に、EFRAGのPilippo Poli 副リサーチ・ディレクターから、のれんの減損に関する開示の改善について以下の旨の発表があった。

- のれんの減損の開示目的（仮定の理解、過去の仮定の合理性の確認、将来の減損を予測することに役立つことなど）を考慮すると使用価値の分析や取得した事業の業績に関する予想と実績の差異などを開示する改善案が考えられる。
- 今後、開示の改善を検討するにあたっては、コストとのバランスや、報告企業が内部情報を開示する際のリスクなども考慮に入れる必要があると考えられる。

上記に対して、シンガポールの参加者からは、超過収益力は時とともに減価し購入のれんは自己創設のれんに置き換わるが、減損テストでは購入のれんからのキャッシュ・フローと自己創設のれんからのキャッシュ・フローを区別することができないことを踏まえると、のれんを償却すべきである旨の発言があった。

他方、マレーシアの参加者からは、のれんは無形資産等を識別した後の残余であり個別に識別できないこと、利用者がのれんを無視していることなどを考慮すると、取得日にのれんを資産として認識をせずOCIにより会計処理することが妥当ではないかという旨の発言があった。これに対して、ASBJの関口常勤委員から、のれんは、直接的には経済的便益の流入は

ないが事業を通じて間接的には経済的便益の流入が認められ、資産の定義を満たすことを踏まえれば、のれんは資産として認識すべきという旨の発言がなされた。

#### (8) パネル・ディスカッション「IFRS 新基準の公表後レビュー」

司会：N. P. Sarda（インド勅許会計士協会元会長）

パネリスト：Alan Teixeira（IASB シニア・ディレクター）、P. R. Rave Mohan（インド中央銀行 チーフ・ジェネラル・マネジャー）、Kumar Dasgupta（IASB テクニカル・ディレクター）

このセッションでは、IFRS の新基準の公表後に生じる適用上の問題について、IASB がどのように対応していくかについて議論がなされた。

まず、IASB の Alan Teixeira シニア・ディレクターから、「公表後のサポート」と題したプレゼンテーションが行われた。概要は次のとおりである。

- IFRS の新基準は公表後、通常、約 18 か月後に適用となる。IFRS の新基準の公表後適用日までをサポートするグループとして、主に IFRS 解釈指針委員会と収益認識の移行支援グループが挙げられる。
- IFRS 解釈指針委員会は、適用前であっても、

基準間の矛盾を解消するなどの改善を行うことがあるものの、基準の適用にあたって判断が求められる事項や適用日前の基準に対する解釈の相違などに対しては、通常、解釈指針の公表や狭い範囲の修正を検討することはない。

- 収益認識の移行支援グループは、デュー・プロセスを経た強制力のある適用指針を公表するグループではない。ただし、収益認識基準の適用に関する論点に対してフィルターをかけ、IFRS 解釈指針委員会が検討すべき事項を明確にするという役割が期待される。
- 現状、収益認識基準以外の新基準に対して、移行支援グループを設置して適用に関する論点をフィルタリングする必要があるとは考えておらず、収益認識以外の新基準の移行時の適用上の論点の絞り込みは、IFRS 解釈指針委員会において対処が可能であると考えている。

また、インド中央銀行 P. R. Rave Mohan チーフ・ジェネラル・マネジャーから公表が予定されている「金融商品：予想信用損失」について認識している課題が発表されたほか、IASB の Kumar Dasgupta テクニカル・ディレクターから「金融商品：予想信用損失」に関して暫定合意に至るまでの経緯などに関する発表がなされた。